

商標登録第5735053号 くわな鋳物（くわないもの）

商標

くわな鋳物

権利者

三重県鋳物工業協同組合（三重県桑名市常盤町53番地）

指定商品又は指定役務

三重県桑名市及びその周辺地域で生産された鋳物製業務用ガスコンロ／三重県桑名市及びその周辺地域で生産された鋳物製の釜・ごはん釜・調理用鉄板・鍋・フライパン・皿・ビールジョッキ・茶碗・蚊取線香燃焼容器・手動式の家庭用かき氷製造機

連絡先・関連ウェブサイト

電話番号：0594-23-1431

関連ウェブサイト：[三重県鋳物工業協同組合ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

商品・サービスの特徴

当地区の歴史は慶長六年（1601年）、徳川四天王の一人に数えられた本多忠勝公が、伊勢国桑名藩十万石の初代藩主となりました。「くわな鋳物」は忠勝公からの鉄砲の製造の命をうけ、藩の奨励策のもとで、本格的な、生産が始まったと言われています。江戸時代、桑名には朝廷より鋳物製造を許可された、三軒の「御鋳物師」（おんいもじ）が存在していたと伝わっています。その後、当地区では、鋳造事業者の生産は日用品鋳物が多数を占める時期もありましたが、現在では、機械部品・電気部品鋳物や・マンホール等の土木建設用鋳物が主流となっています。従来、桑名の鋳物事業者は「くわな鋳物」として地域一丸となったアピールに消極的でした。その様な中で、平成23年から・桑名市役所・桑名商工会議所・三重県鋳物工業協同組合が三位一体となり地域資源としての鋳造業を見直し、日用品鋳物の新商品開発・市販化により「くわな鋳物」を再興する事となりました。地場産業の隆盛は、町の発展に繋がり全国的に「くわな」を理解して頂く為にも今後さらに新商品開発に努めていく所存です。

鋳物の街 くわな
くわな鋳物

